

平成 25 年 3 月 29 日

接骨院 御中
院長 様

株式会社福島サ
福島サ
課長
一郎
恵介)



S 様の施術料に関する弊社見解について

拝啓 弊社業務につきましては毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
また、この度は私どもの掲題施術料に関してのご案内に至らぬ点があったことについて、
改めてお詫び申し上げます。
掲題施術料についての弊社の最終見解は下記の通りとなりますので、ご高覧賜りますよう
お願い申し上げます。

敬具

記

<掲題施術料の超音波検査料における弊社見解について>

超音波診療の取り扱いについては、平成 22 年 12 月 15 日付厚生労働省事務連絡における「診療の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務の範囲を超えるもの」という文言により、掲題施術料（超音波診断）について弊社としてお支払できかねる旨のご案内を続けてまいりましたが、先生のご指摘により改めて関係各所に確認を行いましたところ、「【診療所等】で診療の補助として超音波検査を行うことについては柔道整復師の範囲を超えるもの」であり「【接骨院内】で判断の補助として使用するものを制限するものではない」との解釈が正しいことが判明いたしました。

つきましては、本施術料については、先日ご案内させていただきましたとおり、お支払手続きをさせていただきました。

弊社の確認不足により施術料のお支払が遅れた事をお詫び申し上げるとともに、今回の事例を本社と情報共有化し課内周知徹底を図り、柔道整復師の施術料に関する適正な運用を邁進していく所存です。

今後とも施術料含め損害保険業務について円滑な運用に何卒ご協力いただけますようお願い申し上げます。

以上